

事務連絡  
令和2年2月6日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

令和2年度税制改正大綱の取りまとめについて（結果報告）

日頃より廃棄物処理行政の推進に種々御尽力いただきまして感謝申し上げます。

令和元年12月20日に令和2年度税制改正の大綱が取りまとめられました。税制改正要望に当たりましては、アンケート調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和2年度税制改正大綱において廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に積極的に周知いただき、当該特例措置の更なる利用拡大を促進していきたいと考えております。別添の内容について、管轄の廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただくとともに、貴管内市町村への情報提供につきましても、併せてよろしくお願い申し上げます。

【参考】

○令和2年度税制改正の大綱

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf)

担当者：

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 菊地、大城

TEL：03-5501-3154（直通）

廃棄物規制課 影山、堀江

TEL：03-5501-3156（直通）

## 令和 2 年度税制改正大綱 結果（廃棄物関係）

## 1. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定災害防止準備金制度について、損金算入限度額を維持管理積立金の積立額のうち都道府県知事による通知額の 60%とした上で、その適用期限を 2 年延長することとされた。

※ 本特例措置を利用するためには、「様式第一 事業年度分の適用額明細書」及び「別表十二（五）①特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書」を添付する必要があり、これらの書類を提出していない場合には、手続上の不備が指摘され、特例措置を受けることができなくなる可能性があります。これまでも事業者に対して周知いただいているところですが、事業者に対しては確実にこれらの書類を提出いただくよう、改めて周知のほど、お願い致します。

## 2. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場<sup>(※1)</sup>、PCB 廃棄物等処理施設<sup>(※2)</sup>及び石綿含有産業廃棄物等処理施設<sup>(※3)</sup>に係る固定資産税の課税標準の特例措置<sup>(※4)</sup>について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

※1 ごみ処理施設又は一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可又は第 9 条の 8 第 1 項の認定に係るもの。

※2 PCB 廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

※3 石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

石綿含有産業廃棄物等は年々排出が増加すると予測されており、これまでの石綿含有建築材料の出荷量から予測した将来の排出量は、今後ピークを迎える予想となっています。これらの適正な処理を推進するため、事業者による積極的な活用を促すよう、一層の周知のほど、お願い致します。

※4 課税標準となるべき価格を以下のとおりとする。

ごみ処理施設：1 / 2

一般廃棄物の最終処分場：2 / 3

P C B 廃棄物等処理施設：1 / 3

石綿含有産業廃棄物等処理施設：1 / 2